**令和元年８月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　令和元年８月26日（月）　　　午後２時８分より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　第２会議室

出　席　者：　　　　牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員

　　　　　　　　　　岩本幹彦教育課長、後藤由多加指導主事、

　　　　　　　　　　奥村裕学校教育指導員

　　　　　　　　　　書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

　　　教育長あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年育成に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

　　　　　　　(１)　 平成30年度教育委員会関係決算について

　　課長：　　　　　私から説明させてもらいます。資料１、平成30年度真鶴町一般会計教育関係決算額（歳入）の方をご覧下さい。11款分担金及び負担金１項負担金５目教育費負担金、決算額は1,587,800円でございます。これは幼稚園館外教育住宅児童負担金で前年度対比2,090,740円の減でございます。真鶴町外に居住しながら町立ひなづる幼稚園に通っている園児４名に係る受託料となっております。12款使用料及び手数料１項使用料６目教育使用料、決算額は10,969,595円でした。これは教育使用料の内容として幼稚園保育料、美術館観覧料、博物館観覧料、公民館使用料、町立体育館使用料、学校開放施設使用料で前年度対比707,265円の減額でございます。主なものは幼稚園保育料、美術館観覧料、町立体育館使用料の減額となっております。13款国庫支出金2項国庫補助金５目教育費国庫補助金、決算額は56,000円、前年度対比4,361,000円の減でございます。内訳ですが教育総務費補助金決算額56,000円は要保護生徒１名及び特別支援学級就学児童３名、生徒２名に係る補助金で前年度対比15,000円の増となっております。尚、減額の主な理由は小学校トイレの改修工事、小学校補助金決算額4,376,000円が皆減となったものでございます。14款県支出金2項県補助金７目教育費県補助、決算額507,000円は前年度対比9,000円の減でございます。内訳は放課後子ども教室推進事業費補助金が270,000円で2,000円の減。土曜日の教育活動支援事業補助金237,000円で7,000円の減となっております。９目神奈川県市町村事業推進交付金は青少年育成事業推進事業交付金決算額847,00円で、前年度対比567,000円の減でございます。減額の主な理由につきましては、前年度は中学生の海外派遣事業を実施していましたが、今年度は福島県にあるブリティッシュヒルズという施設での研修としたことにより減額となりました。３項委託金５目教育費委託金は皆減で前年度対比98,988円の減でございます。県から委託を受けた小中一環教育推進モデル校事業が終了としたための減でございます。15款財産収入2項財産売払収入１目物品払収入のうち美術館図録等売払収入、決算額は1,645,250円で前年度に対し183,050円の増となっております。今年度は開館30年記念展に合わせて図録を新たに作成したことや絵はがきの種類を増やしたことによる販売が好調であったことが増加の一因と考えられます。16款寄付金１項寄付金５目教育費寄付金、決算額631,217円は小学校費寄付金269,000円、まなづる小学校バス通学保護者会寄付金、幼稚園費寄付金327,000円、ひなづる幼稚園通園バス利用者保護者会の寄付金、教育総務費寄付金35,217円は図書館リサイクルフェアーに寄せられた寄付金となっております。前年度対比148,741円の減となっております。尚、保健体育費寄付金100,000円は前年度のみで、長年、陸上競技協会に所属し当町の体育振興にご尽力された個人の遺族の方から寄せられた寄付金で、これは全て皆減となりました。17款繰入金１項基金繰入金５目奨学基金繰入金240,000円は高校入学支度金として一人当たり30,000円８名分でございます。６目学校図書等整備基金繰入金は皆減となりました。７目美術館運営基金繰入金1,272,240円は美術館の修繕に当てたものでございます。19款諸収入４項雑入１目雑入のうち教育委員会関係でございます。公民館・図書館のコピー機使用料、町民センター・町立体育館自動販売機電気料の合計として487,901円、海の学びミュージアムサーポート補助金2,974,642円は28年度からの継続で日本海事科学振興財団船の科学館より貝類博物館で実施する海の学びからはじめる町づくり事業への補助金でございます。町民音楽祭模擬店売上代10,100円は前年度に引き続き実施したものでございます。以上、教育委員会関係の歳入決算は21,228,745円、前年度決算額35,540,371円、比較増減額は14,311,626円の減額となりました。

　　　　　　　　　　引き続き歳出にいきます。歳出は、２ページ目の教育費決算額一覧と、別添資料主要事業実績一覧で説明させて頂きます。

　　　　　　　　　　初めに、平成30年度の教育費歳出決算額につきましては記載のとおりですが、前年度決算額との比較増減が大きいところについて、説明させていただきます。

　　　　　　　　　　１項教育総務費２目事務局費決算額91,598,453円、前年度対比482,301円の増です。これは人事異動による増額が主な要因です。

　　　　　　　　　　３目教育振興費決算額16,811,912円は前年度対比808,169円の減です。主な理由は、入学祝金2,040,000円が前年度対比570,000円の減で、真鶴町在住の小中学校入学児童37人(前年度38人)、生徒31人(前年度49人)に一人30,000円を支出しました。なお、前年度の小中一貫教育推進事業98,988円は事業が終了となったため、皆減となりました。

　　　　　　　　　　２項小学校費１目学校管理費の決算額32,457,468円は、前年度対比12,548,939円の減です。主な理由は、増額では非常勤講師の社会保険料802,359円の増、管理運営費の修繕料2,610,751円の増、植栽手入委託料702,000円の増などで、減額の理由としては、トイレ改修工事13,932,000円と外構改修工事3,888,000円が事業終了により皆減となりました。

　　　　　　　　　　３目給食費の決算額12,673,388円は、前年度対比1,181,763円の増です。給食調理員の賃金と社会保険料の増額が主な要因です。

　　　　　　　　　　３項中学校費１目学校管理費の決算額20,050,634円、前年度対比751,575円の減です。主な理由は修繕料で前年度対比212,616円の減、備品購入事業で前年度対比1,050,776円の減などです。なお、情報教育推進事業では教師用校務パソコンの更新に伴う情報システム借上料が前年度対比892,620円の増となりました。

　　　　　　　　　　４項幼稚園費1目幼稚園費の決算額35,614,622円は前年度比1,315,531円の増です。主な理由は、一般経費が前年度対比730,570円の増で、これは一般職員の人件費と臨時職員の賃金の増が主なものです。また、修繕料が前年度対比1,140,364円の増で、駐車場補修工事が主なものです。

　　　　　　　　　　５項１目社会教育総務費の決算額5,751,695円、前年度に対し620,029円の減です。主な理由は、一般経費が前年度対比127,221円の増で、これは時間外勤務手当の増が主な要因です。青少年関係経費では、中学生国際交流海外派遣事業について、前年度は1,873,089円の補助をしていましたが、参加者の減少及び世界的なテロ事件の増加等を検討し、新規事業として中学生グローバル人材育成事業補助金として899,995円を支出して、973,094円の減額となりました。

　　　　　　　　　　４目町民センター費の決算額16,517,420円は前年度対比1,951,635円の増です。修繕料1,669,518円は前年度対比795,966円の減で、内訳は冷却水バルブ及びポンプ交換工事、地下機械室汚水配管修繕、実習室水漏れ修繕、非常階段タイル張替工事、１階トイレ修繕工事を実施しました。新規事業としては、町民センター大規模改修工事設計委託料2,494,800円と植栽剪定委託料496,800円を支出いたしました。

　　　　　　　　　　５目民俗資料館運営費の決算額1,989,060円は前年度対比675,019円の増です。消耗品費は前年度対比148,775円の減で、前年度にカーテンを購入したのが主な理由です。手数料は前年度対比199,800円の減で、前年度に民俗資料館の土地、建物の鑑定を行ったことが主な理由です。新規事業として修繕料1,025,568円を支出しました。内訳は、屋根修繕846,720円と雨樋修繕162,000円です。

　　　　　　　　　　６目美術館費の決算額40,835,211円は前年度対比14,718,910円の増です。人事異動による職員給料等の人件費で前年度対比1,670,700円の増、開館30年記念図録、ポスター・リーフレット及び絵葉書等の印刷製本費は前年度対比3,315,273円の増、植栽管理委託料は前年度対比1,134,000円の増。なお、新規事業では、特別展借用作品展示作業等委託料1,660,586円及び美術館運営基金元金積立3,000,000円を支出しました。

　　　　　　　　　　修繕料3,137,552円は前年度対比1,047,084円の増で、内訳は畳表取替工事、特別室空調機修繕、展示室内装修繕、高圧引込み設備改修工事、自動ドア修繕等を実施しました。

　　　　　　　　　　８目貝類博物館運営費の決算額8,788,728円は前年度対比989,424円の減です。

　　　　　　　　　　臨時職員賃金は前年度対比338,865円の減で、これは受付の臨時職員が病気欠勤により、職員で対応したため、減額となりました。印刷製本費は前年度対比152,617円の減で、前年度はパンフレットの増刷、入館券印刷、企画展チラシ印刷をしましたが、今年度は入館券等の印刷を実施しなかったための減額です。また、前年度は顕微鏡10台354,240円を購入しましたが、今年度は購入しなかったため、皆減となりました。

　　　　　　　　　　６項保健体育費１目保健体育総務費の決算額7,698,426円は前年度対比2,820,469円の増です。岩ふれあい館管理運営事業は前年度対比2,403,156円の増で、修繕費1,439,544円の増と新規事業として岩ふれあい館グラウンド入口改修工事997,920円の増が主なものです。

　　　　　　　　　　２目体育館運営費の決算額6,333,994円は、前年度対比1,098,999円の増です。主な理由は、管理指導員賃金が前年度対比1,051,785円の増額となったことです。町立体育館勤務の職員が療養休暇となったため、管理指導員の勤務日が増加したことによる増額です。

　　　　　　　　　　歳出の決算合計は、319,112,894円、前年度決算額に対し、9,072,844円の増額となりました。

　　　　　　　　　　こちらの方が歳入・歳出となりまして先に７月に町の監査員の監査を受け説明してご承認いただきました。尚、９月の定例議会では決算関係の審議がありますので、こちらもこの数字を持って臨む予定でございます。以上、説明を終わります。

　　教育長：　　　　その次の主要事業実績報告書はその後説明ということでよろしいですか。では、資料１の歳入の部分、歳出の部分の説明についてご質問・ご意見を取り、その後、主要事業実績報告書の説明のご質問・ご意見をいただいて、最終的に一括してこの内容で議会の方に提出してよろしいかという形で採決を取らせていただきます。歳入・歳出についてご質問等がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

　　委員：　　　　　説明、ありがとうございました。数字だけ見てもよくわからないところがあるので、これを受けて、これからの課題として、どういうふうに見ていけばいいのかなというあたりはいかがでしょうか。

　　課長：　　　　　課題は学校教育・社会教育それぞれ山積みではあると思います。個々にいうと枚挙に暇が無くなってしまうので、特にどうこうというふうに説明するのは難しいところで。

　教育長：　　　　　全体的な傾向として、歳入にはこんな課題があるとか、歳出ではこんな課題があるとか、全体的な傾向だけでもいっていただけると良いかなと思うのですけど。

　　課長：　　　　　全体的には基本的に少子化が進んできたことによっての歳入・歳出それぞれが縮小してきているということがまず挙げられます。社会教育施設等におきましても利用が少なくなっているということが、まず、挙げられて、財政が基本的には縮小する可能性があるのかなというふうには思っております。ただ、過疎債等を活用することによって歳出自体は若干の増額になっているところがあるという背景があります。過疎債等を使った事業を新規にやらせていただいたりとか、老朽化、社会教育施設につきましては特に築30年以上という施設がかなりありますので、そちらの修繕料等の支出が伸びている。事業の面と施設の維持管理の面で歳出の方は増額になったのではないかなと思っております。

　教育長：　　　　　よろしいですか。

　　委員：　　　　　はい、ありがとうございました。

　教育長：　　　　　他にいかがですか。よろしいですか。では、引き続き主要事業実績報告書の説明をお願いします。

　　課長：　　　　　決算附属資料主要事業実績をご覧ください。

　　　　　　　　　　歳出につきましては、事業ごとに執行しており、主要事業実績一覧として、事業名、事業費決算額、事業概要を取りまとめました。主な事業概要について説明させていただきます。なお、決算額は千円単位です。

　　　　　　　　　　1項　教育総務では、外国語指導助手事業や心の教室相談事業、不登校訪問相談事業に係る講師や相談員の謝礼を支出しています。児童生徒就学援助事業として、要保護及び準要保護児童生徒援助費として1,971千円と特別支援教育就学奨励費113千円を支出しました。これは経済的理由により就学が困難な児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒のいる家庭に対し学用品等の補助を実施するものです。

　　　　　　　　　　５項　社会教育費では、青少年関係事業で、成人式運営委託料96千円、青少年育成連絡会補助金500千円、中学生グローバル人材育成事業補助金900千円、グリーンエイド真鶴実行委員会補助金204千円等を支出しました。なお、中学生海外派遣事業は平成29年度で終了し、平成30年度からは福島県のブリティシュ・ヒルズにおいて、グローバル人材育成事業として実施しました。

　　　　　　　　　　生涯学習関係事業では、家庭教育学級、人権教育講演会及び生涯学習研修会等の講師謝礼を支出しました。各種講座等を企画・開催することにより、生涯学習・家庭教育支援を行いました。

　　　　　　　　　　公民館事業では、公民館の貸館業務の受付等を行う臨時職員賃金として974千円を支出しました。また、趣味の講座としての公民館教室や夏休み中の子どもフェスティバルの講師謝礼を支出しました。

　　　　　　　　　　文化財保護事業では、文化財保護思想の普及のため文化財だより印刷製本費141千円を支出しました。重要伝統文化行事保護奨励交付金は、岩地区夏祭り保存管理奨励交付金500千円と岩海岸灯籠ながし保存管理奨励交付金200千円を支出しました。

　　　　　　　　　　海の学びミュージアムサポート事業として、特定非営利活動法人ディスカバーブルーへ委託料2,380千円を支出しました。真鶴の海をテーマとした体験事業を推進しました。

　　　　　　　　　　６項 保健体育費　社会体育関係補助事業として、社会体育団体の育成を図るため町体育協会助成金308千円を支出しました。また大会振興とスポーツ精神の高揚を図るため半島駅伝大会実行委員会補助金446千円とチャレンジデー実行委員会補助金350千円を支出しました。以上で説明を終わらせていただきます。

　　教育長：　　　　説明に対してご質問・ご意見がありましたらお願いします。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、今、説明がありましたような内容で９月の議会に決算の報告をするということで、この内容についてお認めをいただける方は挙手をお願いいたします。

　　全委員：　　　　（全員挙手）

　　教育長：　　　　　全員賛成です。この内容でお願いします。

　　　　　　　　　　　協議事項の２番、真鶴町民俗資料館条例の制定について事務局お願いします。

　　　(２)　　　　　　真鶴町民俗資料館条例の制定について

　　　課長：　　　　それでは私の方から説明させていただきます。資料２をご覧になって下さい。こちらの資料につきましては、真鶴町民俗資料館の条例を新たに制定するものでございます。こちらにつきましては、旧所有者と土地建物の売買契約を令和元年７月31日に締結いたしました。今現在は所有権の移転登記を行っている最中でございます。９月の定例会にこちらの条例をかけて設置を位置付けるということで、上程する予定でございます。それでは各内容についての説明をさせていただきます。

　　　　　　　　　　まず、第１条でございますが、趣旨でございます。この条例は、真鶴町の石材業の発展に寄与した土屋家からの美術工芸品及び生活用品等の寄贈品を保存展示するとともに、資料館資料を通じ本町の文化財保護及び文化財活用の普及啓発を図るため、資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとするとしております。

　　　　　　　　　　第２条は設置でございます。こちらの資料館を設置し、その名称及び位置は次のとおりとするということで、第１号名称、真鶴町民俗資料館、第２号位置、真鶴町岩596番地。

　　　　　　　　　　第３条は管理についてでございます。民俗資料館の管理は、真鶴町教育委員会が行うということでございます。

　　　　　　　　　　第４条は資料館の事業について規定しております。第１号、資料館資料の保存展示のほか、調査研究すること。第２号、文化財教育の普及活動に関すること。第３号、資料館資料に関する目録、解説書等を作成及び刊行すること。第４号、その他資料館設置の趣旨にふさわしい事業を行うこととしております。

　　　　　　　　　　第５条は観覧料でございます。資料館の観覧料は無料とするということで、今現在の観覧料も無料となっております。特に施設に新たなものを設置するということではないので、今回の条例制定におきましても無料ということで規定させてもらいました。

　　　　　　　　　　第６条は入館の制限でございます。教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他必要な措置をとることができるという６つの号で規定しております。第１号は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。第２号は他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあるとき。第３号は施設、設備又は展示物を損傷するおそれがあるとき。第４号は集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。第５号はこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。第６号はその他教育委員会が入館を不適当と認めるときということとしております。

　　　　　　　　　　第７条につきましては資料館資料の特別利用でございます。資料館資料を学術研究等のために特別に利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

　　　　　　　　　　第８条は資料館資料の館外貸出しについてでございます。資料館資料の館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならないとしております。

　　　　　　　　　　第９条は損害賠償でございます。資料館の施設、設備及び資料館資料を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認める場合は、その全部又は一部を免除することができるということとしております。

　　　　　　　　　　第10条は委任です。この条例に定めるもののほか、資料館の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　　　　　　　　附則としてこの条令は、令和元年10月1日から施行するものでございます。こちらの条例の制定を９月の定例会に上程する予定でございますので、ご審議のほどお願いいたします。

　　　教育長：　　　今の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

　　　　委員：　　　開館日とかはこの中には入れないんですか。

　　　　課長：　　　一般論としては、本来なら新たにできて制定するのが常識なので、附則の日が開館日になるのですけど、既に開館しておりますので。あえてここには開館日というのは明記しませんでした。

　　　教育長：　　　他にいかがでしょうか。

　　　　委員：　　　館の名称というのは、正式に民俗資料館で決定ですか。通称は作らないのですか。

　　　　課長：　　　今回、土屋家から所有権等の手続きを行って今後どうするかという活用につきましては、実は昨年から文化財審議委員で諮問しまして現在検討中です。まだ回答はもらっていない状況ですので、今後、回答をいただいて町の方で施設等を改修して新たに入館料を取ったりとか、名称等も決めようかという案がございますけど、今現在、建物自体も何も変わらずに、そのまま所有権の移転だけをして開館するという形ですので、今回は名称を今現在の名称でいこうというように思っております。

　　　教育長：　　　よろしいですか。

　　　　委員：　　　いつも毎回出していただく入館者の数は、大体１日２人か３人くらいですよね。折角なので、こういうときに人が集まるような工夫が名称１つでも変えていくことが大事かなと。参考意見です。

　　　教育長：　　　他にいかがですか。よろしいでしょうか。では、真鶴町民俗資料館条例この内容で９月の定例議会の方に提出をするということをお認めいただける方は挙手をお願いします。

　　　全委員:　　　（全員挙手）

　　　教育長：　　　全員賛成です。次に移ります。３番真鶴町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について事務局お願いします。

　　　(３)　　　　　真鶴町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について

　　　　係長：　　　よろしくお願いいたします。資料３「真鶴町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について」をご覧ください。「真鶴町立幼稚園保育料徴収条例は、廃止する。附則、この条例は、令和元年10月１日から施行する。」ということで、こちらにつきましては、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行により、令和元年10月１日から幼児教育・保育が無償化となるため、幼稚園の保育料を徴収しなくなることから、廃止をするもので、資料の裏面には、現行の幼稚園の保育料に関し必要な事項を定める条例となりますが、９月町議会定例会に上程するものであります。私からの説明は以上です。

　　　教育長：　　　今の説明についてご質問・ご意見等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、この条例の内容で９月議会に提出をするとお認めの方は挙手をお願いします。

　　　全委員：　　　（全員挙手）

　　　教育長：　　　全員賛成です。以上をもちまして本日の協議事項は終わります。

　　報告事項：　　　施設の月別利用状況、事業計画等を説明

　　　教育長：　　　以上をもちまして８月の定例会を終わりにします。